

福祉介護人材確保に向けた検討部会設置要綱

(目的)

第1条 福祉介護人材確保に向けた対策について検討を行うことを目的とし、いわき市地域共生社会推進会議の専門部会として、福祉介護人材確保に向けた検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次の事項について協議する。

- (1) 福祉介護人材確保に係る雇用、定着に関すること。
- (2) 福祉介護人材確保に係る施策の検討、実施に関すること。
- (3) その他、上記に関する必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域共生社会推進会議委員
- (2) 障がい福祉事業者
- (3) 介護保険事業者
- (4) 教育機関
- (5) いわき市職員
- (6) その他、関係機関団体の職員

(会議)

第4条 部会は、次のとおり開催する。

- (1) 部会は、高齢福祉課長が召集し会長となる。
- (2) 高齢福祉課長が必要と認めたときは、第3条に規定する以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、高齢福祉課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、当部会において決定する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。